

諏訪市社会福祉協議会



社協だより

2012
11/15
No.263

発行編集 諏訪市社会福祉協議会 〒392-0024 諏訪市小和田19-3 ☎52-2508

第39回

諏訪市社会福祉大会



●講演

“あたりまえの心”が大切

たかはし げんたろう
〈講師〉高橋 元太郎 氏(俳優)

●大会式典

社会福祉功労表彰

●地域福祉推進に向けた活動報告

地域福祉の推進を図る

市社協の活動について

●日時：平成24年 **12月9日** 日

12時45分～16時

●場所：諏訪市総合福祉センター 湯小路いきいき元気館

問合：諏訪市社会福祉協議会 電話 52-2508 FAX 57-1231

※「安心くらしの総合相談所」は4ページに掲載しています。

諏訪市しゃ社会福祉きょう協議会 電話 52-2508 FAX 57-1231 ※いきいき元気館は毎月第3月曜日全館休館です。

「社協だより」の発行には、諏訪市社会福祉協議会の会費及び「赤い羽根共同募金」の配分金が使われております。

開催しました

平成24年度 成年後見制度啓発セミナー

認知症や、障害などにより判断能力が不十分なため、本人だけでは契約や財産管理などが難しい方の、権利と生活を守るための制度である「成年後見制度」の啓発のためのセミナーを開催しました。

講演①

公益社団法人・あい権利擁護支援ネット代表理事の池田恵利子氏より、「その人らしさを支える仕組み～権利擁護と後見制度～」と題し講演いただきました。

「認知症になっても自分らしい生活ができるかという問題は、誰も他人事ではない、お金があれば、子どもがいれば大丈夫というものでもない。本人の福祉（幸せ）を形にするための制度」とした上で、「地域の皆さんが制度を必要とする人がきちんと制度を使えるようにつなぐことが重要」と話されました。



講演②



斎藤法律事務所の三井智和弁護士より「老いを考える～遺言と成年後見制度～」と題し、自分らしく人生を過ごし、老いを考える上で遺言と成年後見制度について講演をいただきました。

遺言では、自筆遺言と公正証書遺言についてそれぞれのメリット、デメリットに触れながら説明いただきました。また、判断能力がしっかりしているうちに、任意後見制度を利用することも必要ということをお話されました。

諏訪市社会福祉協議会では、諏訪市より成年後見制度利用促進事業の委託を受けて、成年後見制度の利用促進のため、相談、申立支援、制度啓発などに取り組んでいます。しかし、適切な後見人等候補者の不在や、経済的な問題、申立可能な親族の不在などによって利用に至らないといった事例もみられているというのが現状です。そこで、今年度より諏訪市における成年後見制度の課題やその解決に向けた仕組みづくりについて検討をするため、「諏訪市における成年後見制度のあり方検討委員会」を設置し検討をすすめています。

また、9月からは毎週火曜日午後1時～3時の間、成年後見制度の相談窓口を設置し、市民の皆さんからの相談をお受けしています。

問合せ・相談：諏訪市社会福祉協議会 電話：52-2508 FAX：57-1231